

宿泊施設利用助成金交付申請書

会 員 が 記 入 す る 欄	下記の公的施設の宿泊利用にかかる助成金の交付を申請します。 年 月 日 年金証書記号番号 <u>8632000</u> 所属支部名 _____ 支部 会員住所 _____ 会員氏名 _____ 助成金振込先金融機関名・口座番号 _____ 銀行・金庫・農協 _____ 本(支)店 普通預金 No. _____ ※できるだけ京都銀行の口座をご指定ください。		
	施 設 の 宿 泊 利 用 に 関 する 事 項	宿 泊 利 用 日	年 月 日 から 泊
施 設 の 宿 泊 利 用 に 関 する 事 項	宿 泊 利 用 施 設 名		
施 設 の 宿 泊 利 用 に 関 する 事 項	宿 氏 利 用 者 の 名	会 員 本 人	
施 設 の 宿 泊 利 用 に 関 する 事 項	会 員 と 宿 泊 し た 配 偶 者	(同一日、同一施設に宿泊したときのみ記入すること)	
施 設 の 証 明 欄	(施設の精算担当者の方へのお願い) 京都市市町村職員年金者連盟では、会員及び会員と同宿の配偶者に限り、施設の利用証明に基づいて施設利用助成を実施しています。お手数ですが、上記の「施設の宿泊利用に関する事項」欄に記載の内容について下記に証明してください。 年 月 日 上記「施設の宿泊利用に関する事項」欄の記載事項について、事実と相違なく _____ 名が宿泊したことを証明します。 施設名 _____		

※裏面の注意事項をご覧ください。

(注 意 事 項)

- 1 この「宿泊施設利用助成金交付申請書」は、京都府市町村職員年金者連盟の会員が、全国の公務員の共済組合施設や、公的機関が経営する公的施設（第3セクターを含む。）に宿泊して、助成金の交付を受けるときに使用して下さい。
- 2 上記1の場合において、会員の配偶者が会員と同時に宿泊したときは、その配偶者もあわせて助成金を受けることができます。
会員1人あたり、配偶者の分もあわせて1年度につき延べ2泊を限度。
- 3 会員が記入する欄のうち、「施設の宿泊利用に関する事項」欄は施設の証明を受ける前にあらかじめ記入しておいて下さい。
- 4 宿泊利用証明は、利用施設で当日、証明を受けて下さい。
- 5 施設で証明を受けられたら、「会員が記入する欄」の、年金証書記号番号から助成金振込先金融機関名・口座番号までを必ず記入し、下記の府連盟事務局までお送り下さい。
- 6 助成金は、申請書が府連盟事務局に到着後、審査のうえ2カ月以内に振り込まれます。（送金通知は省略します。）
- 7 上記1の施設に宿泊するときは、府連盟の会員証や年金証書の写し等、身分を証明する書類（当該施設が指定する書類）を提示して下さい。利用料金精算時に、上記6の助成金とは別途に利用料金の割引きを受けることができる施設があります。くわしくは施設におたずね下さい。
- 8 その他ご不明な点がありましたら、府連盟事務局へおたずね下さい。
- 9 「**宿泊施設利用助成金交付申請書**」の送付先
〒602-8048
京都市上京区西洞院通り下立売上る 京都府自治館内
京都府市町村職員年金者連盟事務局
TEL (075) 431-0303